

## 藤岡市条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤岡市が発注する建設工事のうち、一定の資格要件を満たした者によって行う条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、藤岡市契約規則（平成11年規則第2号。以下「契約規則」という。）等別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事種別に応じ、当該各号に定める設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の工事のうちから、工事内容、工期等を勘案のうえ選定するものとする。

- (1) 建築一式工事 概ね5,000万円以上
- (2) 土木一式工事 概ね2,000万円以上
- (3) 設備工事等 概ね2,000万円以上

2 市長は、一般競争入札による競争入札が適当と判断した場合には、前項各号に掲げる設計金額未満の工事であっても、実施することができるものとする。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事に共通する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。

イ 藤岡市における建設工事入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、イの入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領（平成5年4月15日制定）に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定通知書の有効期間内であること。

カ 対象工事に係る設計業務等の受託者と同一又は当該受託者と資本若しくは人事面において特別の関連がある者でないこと。

(2) 対象工事ごとに定める要件

市長は、対象工事の工事内容等を勘案し、次に掲げるものの中から適切なものを選択するものとする。

ア 有資格者名簿の等級格付け又は総合数値に関する指定要件を満たしている者であること。

イ 建設業法第3条の規定に基づく特定建設業許可の有無に関する要件を満たしている者であること。

ウ 同種又は類似工事の施工実績の有無等に関する要件を満たしている者であること。

エ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者の配置に関する要件を満たしている者であること。

オ 事業者の所在地（建設業法第3条第1項で規定する営業所のうち、本店又は支店若しくは同施行令第1条に規定する支店に準ずる営業所等）に関する要件を満たしている者であること。

カ その他対象工事ごとに市長が特に必要と認めて定める要件を満たしている者であること。

2 入札公告の日から入札日時までに対象工事に係る入札参加資格の要件を満たさなくなった者は、当該入札に参加することはできない。

(入札参加資格要件等の決定)

第4条 入札参加資格及びその他一般競争入札に関する諸要件の決定は、次条に掲げる入札参加資

格審査委員会（以下「審査会」という。）の審議を経て、市長が決定するものとする。

（入札参加資格審査委員会）

第5条 市長は、入札参加資格審査委員会を設けるものとし、その組織及び運営については、藤岡市工事等請負業者選定委員会が兼ねるものとする。

2 入札参加資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 第3条に規定する入札参加資格要件に関する事項
- (2) 入札参加資格審査に関する事項
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

（入札の公告等）

第6条 市長は、入札参加資格を定めた場合には、自治令第167条の6及び契約規則第3条の規定に基づき公告するものとする。

2 前項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、藤岡市公告式条例（昭和29年条例第1号）に定める掲示場に掲示するとともに、藤岡市ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、ぐんま電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）を利用して一般競争入札を執行する場合は、対象工事の入札参加資格要件等の入札情報について情報公開システムを介して掲載するものとし、詳細については共同システムで定めた要領等によるものとする。

4 入札の公告は、別添1の入札公告例に準じて作成するものとする。

（入札説明書及び設計図書等の配布）

第7条 対象工事の入札執行に関する事項の説明書（以下「入札説明書」という。）は別添2の入札説明書例又は別添3の入札個別説明書例に準じて作成し、一般競争入札の公告後、対象工事の設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）とともに速やかに入札参加希望者へ配布するものとする。

2 入札説明書及び設計図書等は、公告の日から入札参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日まで配布するものとし、配布期間、配布場所及び配布方法等を入札公告において明らかにするものとする。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出等）

第8条 市長は、競争入札に参加する者の競争入札参加資格を確認するため、入札公告で定める期限までに入札参加希望者から条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を各1部、提出させるものとする。なお、入札参加資格審査申請書等により確認できる場合は、確認資料の一部又は全部の提出を省略することができるものとする。

2 確認資料は、次のとおりとする。

- (1) 同種又は類似工事の施工実績等調書（様式第2号）
- (2) 配置予定技術者等の資格、工事経験等調書（様式第3号）
- (3) その他必要と認めるもの。

3 申請書及び資料の提出場所は総務部契約検査課とする。ただし、共同システムを利用して入札を執行する場合は、共同システムによる手続により行うものとする。

4 提出された申請書及び資料（以下「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出書類は、申請者の承認を得ずに無断で他の用途に使用してはならない。
- (3) 提出書類は、原則として返却しない。

5 提出期限までに申請書を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、入札に参加することができない。

（入札参加資格の確認及び通知）

第9条 市長は、審査会の意見に基づき、前条の規定による申請書を提出した者（以下「申請者」という。）の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により申請者の入札参加資格の有無を確認したときは、確認の結果を条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書にその理由及び所定の期間内に参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を記載するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず共同システムを利用して入札を執行する場合は、共同システムが定めた手続によるものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明等)

第10条 前条第2項の規定により参加資格がないと認める通知を受けた申請者は、前条第2項の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（藤岡市の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1項に規定する市の機関の休日を含まない。）に、説明申込書（様式第5号）により、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、原則、審査会の意見を聴取したうえで、同項の説明を求めることができる申込期限の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、説明を求めた申請者に対し、条件付き一般競争入札参加資格再確認通知書（様式第6号）により回答するものとする。

(質問書の提出及び回答方法等)

第11条 設計図書等に関する質問及び回答については、設計図書等に対する質問・回答書（様式第7号）をもって行うものとし、具体的な方法等については入札説明書で明らかにするものとする。

2 現場説明会は、市長が特に必要と認めた場合を除き行わない。

(入札の執行)

第12条 入札の執行に先立ち、競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。

2 入札は、日時及び場所等を指定のうえ、入札参加者が入札書を直接持参し執行するものとする。ただし、共同システムによる入札の場合は、共同システムが定めた手続により行うものとする。

3 第1回目の入札書の提出に先立ち、入札書に記載される入札金額に対応した当該対象工事に係る積算内訳書の提出を求めものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金は免除するものとする。また、契約保証金は、藤岡市契約規則第28条の規定によるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(入札結果の公表等)

第14条 市長は、落札者が決定した場合は、速やかにこれを公表するとともに、落札者に通知するものとする。

(入札の無効)

第15条 市長は、次の各号に該当する入札は無効とする旨を入札公告において明らかにするものとする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要とされる資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 市長により競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において競争入札参加資格のない者のした入札

2 前項に掲げる事項に加えて無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(電子入札による手続)

第16条 前各条に定めるもののほか、ぐんま電子入札共同システムによる一般競争入札の手続については、藤岡市建設工事等電子入札実施要領及び「ぐんま電子入札共同システム運用基準」によるものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、条件付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

藤岡市条件付き一般競争入札試行要領（平成13年4月1日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。